

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規則

社会福祉法人フジの会

令和２年４月１日改正

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規則

（目的及び意義）

第1条 この規則は、社会福祉法人フジの会（以下「法人」という。）の定款に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間5,000万円以内とする。また、法人の全理事の役員退職金および非常勤役員退職慰労金総額は、年間10,000万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

3 法人の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。

4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 非常勤理事・監事に対する報酬は、別記1「非常勤理事・監事の報酬」に定める額とする。

6 法人の常勤監事の報酬月額は、別表第2「常勤監事俸給表」に定めるとおりとする。

7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、旅費規則に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月26日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

3 非常勤役員及び評議員の報酬等は、1年度分をまとめて年度終了後3ヶ月以内に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は平成29年度6月に開催される定時評議員会の議決日から施行する。

令和2年4月1日改正

別表第1 常勤理事俸給表

号	月額（円）
1	250,000
2	300,000
3	350,000
4	400,000
5	450,000
6	500,000
7	550,000
8	600,000
9	650,000
10	700,000
11	750,000
12	800,000
13	850,000
14	900,000
15	950,000
16	1,000,000
17	1,050,000
18	1,100,000
19	1,150,000
20	1,200,000
21	1,250,000
22	1,300,000
23	1,350,000
24	1,400,000
25	1,450,000
26	1,500,000
27	1,550,000
28	1,600,000
29	1,650,000
30	1,700,000

別表第2 常勤監事俸給表

号	月額（円）
1	250,000
2	300,000
3	350,000
4	400,000
5	450,000
6	500,000

別記1 非常勤理事・監事の報酬

理事：理事会および法人の定める重大な業務について出席の都度、
謝金として一人一律15,000円／回

監事：理事会・評議員会および法人の定める重大な業務について出席の都度、
謝金として一人一律15,000円／回

別記2 評議員の報酬

評議員；評議員会および法人の定める重大な業務について出席の都度、
謝金として一人一律15,000円／回